

「イノベーション政策強化推進のための有識者会議」
の設置について

平成 30 年 7 月 27 日
統合イノベーション戦略推進会議決定
令和 3 年 4 月 27 日
一 部 改 正

1. 統合イノベーション戦略推進会議の下、イノベーション政策の横断的かつ実質的な調整を図るとともに、「統合イノベーション戦略」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)の推進に関する専門の事項を調査することを目的として、「イノベーション政策強化推進のための有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を課題毎に設置する。
2. 有識者会議を設置する課題及び構成員については、統合イノベーション戦略推進会議議長が決定する。
3. 有識者会議に座長を置き、統合イノベーション戦略推進会議議長の指名する者がこれに当たる。
4. 有識者会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
5. 座長は、有識者会議における審議の内容等を、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
6. 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

イノベーション政策強化推進のための有識者会議

「マテリアル戦略」の開催について

令和 2 年 10 月 20 日
統合イノベーション戦略推進会議議長決定
令和 3 年 2 月 16 日
令和 3 年 4 月 27 日
令和 4 年 4 月 7 日
令和 4 年 5 月 26 日
令和 6 年 8 月 5 日
一 部 改 正

1. 「イノベーション政策強化推進のための有識者会議」の設置について（平成 30 年 7 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）第 2 項の規定に基づき、イノベーション政策強化推進のための有識者会議「マテリアル戦略」（以下「会議」という。）を開催する。
2. 同第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、会議の座長及び構成員は、別紙のとおりとする。要すれば、座長が構成員の中から座長代理を指名し、座長の担務を代行させる。
3. 会議の運営については、同第 4 項から第 7 項までのとおりとする。

(別紙)

イノベーション政策強化推進のための有識者会議「マテリアル戦略」

<座長及び構成員>

座長	山岸 秀之	旭化成株式会社専務執行役員 ライフイノベーション事業本部長
	阿部 晃一	株式会社東レリサーチセンター 特別顧問
	射場 英紀	トヨタ自動車株式会社 チーフプロフェッショナルエンジニア
	川合 眞紀	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 機構長
	菅原 静郎	JX 金属株式会社 取締役副社長執行役員 技術本部長
	関谷 毅	大阪大学 産業科学研究所 教授
	寒川 哲臣	日本電信電話株式会社 先端技術総合研究所 常務理事 基礎・先端研究プリンシパル
	仲川 彰一	京セラ株式会社 執行役員 研究開発本部長
	橋本 和仁	東京大学 名誉教授
	一杉 太郎	東京大学大学院理学系研究科 教授
	福田 和久	日本製鉄株式会社 代表取締役副社長 技術開発本部長
	宝野 和博	国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長
	村山 宣光	国立研究開発法人産業技術総合研究所 副理事長